

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 136):  
マスク着用規則及びオミクロン株の蔓延度に応じた三段階の対応計画

令和 4 年 1 月 27 日  
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

1 月 25 日(火)及び1月 26 日(水)、NZ 政府は、新しいマスク着用規則及びオミクロン株の蔓延度に応じた三段階の対応計画に関し、以下を発表しました。

- 2月3日(木)23 時 59 分より、集会、イベント、飲食店等ではマスクの着用が必要になる。
- フェイスカバリングは、耳又は頭部に固定するタイプの「マスク」を着用する必要があり、スカーフ、バンダナ、T シャツ等を代用することはできない。
- 現在は第一段階(Phase One)にあたり、オミクロン株の根絶を目指す。
- 第一段階における感染者の隔離期間は 14 日間(接触者は 10 日間)であり、第二段階(Phase Two)及び第三段階(Phase Three)では 10 日間(接触者は7日間)となる。

【本文】

1 1 月 25 日(火)午後、アーダーン首相は記者会見を行い、オミクロン株の市中感染対策として、マスク着用に関する規則の強化を発表し、2月3日(木)23 時 59 分から施行する旨発表しました。概要は以下のとおりです。

- (1)耳又は頭部と固定して顔を覆う用品が「マスク」とみなされる。スカーフ、バンダナ、T シャツは使うべきではない。
- (2)ワクチン接種が義務付けられている業務において、公衆の面前で仕事をする際は、医療用マスクの着用を必要とする。
- (3)飲食店、他者と近い距離で行う仕事、イベント及び集会ではマスク着用が必要。飲食する際、運動する際はマスクを外してよい。
- (4)Year4以上の小学生及びセカンダリースクールの生徒が公共又は学校用の交通機関を利用する際には、マスクを着用する必要がある。

なお、1 月 25 日の発表前においても、国内線やタクシー等の公共交通機関内、スーパーや薬局等の小売店舗内、博物館や図書館等の公共施設内等でのマスク着用が義務づけられていました。この義務は継続されます。マスク着用規則についての詳細は、下記 URL のウェブサイトをご覧ください。

(Unite against COVID-19: マスクの着用)

<https://covid19.govt.nz/prepare-and-stay-safe/keep-up-healthy-habits/wear-a-face-mask/>

(保健省ウェブサイト: マスク関連の記事)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-health-advice-public/covid-19-use-masks-and-face-coverings-community>

(保健省ウェブサイト: 安全なマスクの使用法)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-health-advice-public/covid-19-use-masks-and-face-coverings-community/covid-19-how-use-face-mask-safely>

2 1月26日(水)午後、ヴェラル保健副大臣は記者会見を行い、オミクロン株の市中への蔓延が見込まれる中、蔓延度に応じた三段階で対応を変えていく計画を発表しました。概要は以下のとおりです。

(1)第一段階(Phase One)

ア 一定程度の市中感染が認められている計画発表時の状態を指す。デルタ株対策と同じく、オミクロン株の根絶を目指す。

イ 感染者数をできる限り長い期間抑え、オミクロン株が蔓延する前にブースター接種や子どものワクチン接種を進めることを目指す。

ウ これまでと同様に、感染者との接触者を追跡し、接触者は隔離の上 PCR 検査を受ける。症状が認められる者も PCR 検査を受ける。

エ 感染者の隔離期間は14日間、接触者の隔離期間は10日間とする。

(2)第二段階(Phase Two)

ア 市中感染が進んだ状態を指す。それ以上の蔓延を遅らせ、脆弱なコミュニティを保護することを目指す。

イ すべての感染者を特定するよりも、オミクロン株による重症化リスクが高い者、及び必須労働従事者(医療、食料供給、インフラ等)に焦点を当てることによって、リソースの逼迫を防ぐ。

ウ 感染者の隔離期間は10日間、接触者の隔離期間は7日間とする。

エ デジタル技術をより多く活用する。一例として、感染者はテキストメッセージでオンライン自己判断ツールに誘導され、高重症化リスク者との接触に焦点を当てた調査を受ける。

オ 家庭内接触者は積極的に管理され、隔離5日目の PCR 検査受検を必要とする。

カ PCR 検査とともに、迅速抗原検査(RAT)も活用される。一例として、接触者認定された無症状の必須労働従事者は、必要に応じ RAT での陰性結果を受けて職場復帰する。

(3)第三段階(Phase Three)

ア 1日の感染者数が数千人になった状態を指す。

イ ほとんどの感染者が自己管理を行う。保健・社会サービスの提供は、ニーズが高い家庭・コミュニティに焦点が当てられる。

ウ 接触者追跡の方法をさらに変更する。家庭内接触又はそれと同等の場合のみを、接触者とみなす。

エ デジタル技術を引き続き活用する。一例として、感染者がオンラインで接触者を自己申告することを支援する。なお、(スマートフォン等の)デジタル機器を有しない方への支援は継続される。

オ 症状がある者及び必須労働従事者向けに、かかりつけ医(GP)、薬局、検査センター又は職場において、迅速抗原検査(RAT)が入手可能になる。

(NZ 政府発表:ヴェラル保健副大臣声明)

<https://www.beehive.govt.nz/release/government-announces-three-phase-public-health-response-omicron>

(Unite against COVID-19: 信号機システム「赤」の内容詳細)

<https://covid19.govt.nz/traffic-lights/life-at-red/>

(保健省ウェブサイト: 三段階のオミクロン株対応計画の説明)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-response-planning/omicron-community-what-means-you>

<https://www.health.govt.nz/system/files/documents/pages/omicron-in-the-community-what-this-means-for-you-26jan2022.pdf>

※新型コロナウイルスに関する日本・NZ の総合情報として、在ニュージーランド日本国大使館のホームページに関連情報を掲載しています。

<在ニュージーランド日本国大使館>

(日本語) \* 帰国の手続き(防疫措置等)、NZ 入国の情報等

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html)

(英語) \* 主に日本のビザ・再入国・防疫措置の情報

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/corona\\_vrs.htm](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.htm)

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載しています。

<在オークランド日本国総領事館>

(日本語) \* 新型コロナウイルスに関する過去の領事メール

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid19\\_j.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html)

(英語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html)